

# 獨逸衣料綜合切符制導入事情覺書

深見義一

已に業に周知の如く、衣料綜合切符制は、我が國に於いても、本年一月商工省令第四號を以て導入せられた。昭和十二年法律第九二號輸出入品等臨時措置法乃至十六年勅令第三六二號生活必需物資統制令に代らんとする、國家總動員法第八條に基く授權法、夫の昭和十六年十二月十五日附勅令第一一三〇號物資統制令に基き、本年一月二十日附纖維製品配給消費統制規則として、之が制定公布されたのである。之また周知の如く、昭和十二年支那事變の勃發せる以來、本邦纖維品の經驗せる統制諸法令は劃期的にして且つ飛躍的であつた。曰く、昭和十二年十月十一日附毛製品ステープルファイバー混用規則、十二月二十七日附綿製品ステープルファイバー混用規則、曰く、十三年六月二十九日附三商工省令、即ち、省令第三七號綿製品ノ製造制限ニ關スル件、同第三八號綿製品ノ加工制限ニ關スル件、同第三九號綿製品ノ販賣制限ニ關スル件なる世に所謂綿製品非常管理令、曰く、十三年六月三十日附輸出綿製品配給統制規則なる世に所謂リンク制省令、また、十三年三月一日附綿絲配給統制規則（後、十四年一月二十三日附、絲配給統制規則）、十四年九月五日附

獨逸衣料綜合切符制導入事情覺書

織維製品製造制限規則、十五年二月九日附 織維製品配給統制規則(後、十七年一月二十日附)等々、其の他、十三年五月

二十日附綿絲販賣價格取締規則・六月二十九日附織維製品販賣價格取締規則、乃至七月九日附物品販賣價格取締規則

(後、十四年十月十八日附)、十四年十二月二十八日附暴利行為等取締規則、十五年七月六日附奢侈品等製造販賣制限規則等々、

現に猶ほ施行せられ或は既に廢止せられたるもの、之を文字通り網羅すれば、裕に尨大なる一法令全集を成すところである。蓋し、支那事變に對處し、健全なる我が國國民經濟の運行を確保するためには、之等數々の諸立法もまた當然の要請であつたのである。

而かも、我等一億皇民何人もが之を銘記する如く、昨年七月二十五日には米・英・加による對日資産凍結令が發表せられた。二十六日には英の對日通商條約廢棄の通告があり、また比島の對日資産凍結があり、全英帝國の對日資産凍結が發表せられた。かくて、二十七日には印度・香港による對日資産凍結が行はれ、二十八日には馬來・蘭印によるそれが行はれた。尙ほ更に蘭印は同日對日石油協定停止の聲明を行つた。……小癩にもA B C D包圍陣は今や我に向つて螳螂の斧を振り翳して挑戦して來たのである。已に待つあるを待める待戰態勢にあつた我が國が之に應じて臨戰態勢・決戰態勢に入るに及べることは蓋し必然の數であつたのだ。斯くて、A B C D包圍陣下の斯の情勢の裡に、綿製品輸出リンク制省令の如きも、今は只だ一片の空文と化し去つたのである。於是、我が國織維經濟政策にも再び大建直しが餘儀無くされて來た。第三國貿易の存在を前提とする政策の如きは、今や全面的に之を揚棄せざるを得なくなつたのである。而かも、記すべし、紀元二千六百一年十二月八日。斯の日長くも 大詔は渙發せられ、米英に對しつひに戰ひは宣せられたのである。一億皇民は米英を敵に、堂々大東亞戰爭進軍の歩武を進めたのである。我

等は今や一億一心肇國の精神を體して八紘爲宇の大理想實現に邁進しつつあるのである。於是か、我が國纖維經濟政策は更に雄大なる構想の下に之を確立すべきの急務に迫られて來たのである。今や大東亞共榮圈の爲めに、衣料の原料を確保し、之が生産・配給・消費を規正し、共榮圈十億の民に衣料生活を保證することこそ、我等の一大責務となつたのである。商工省當局の賢明なる、新らしき構想の下に衣料配給消費統制の立案は夙に進められ、大東亞必勝戰爭の開戦いくばくもなくして、前述の如く、一月二十日附其の省令纖維製品配給消費統制規則は公布を見たのである。其の第十一條以下に規定するところこそ、所謂衣料綜合切符制度であるのである。大東亞戰爭下衣料生活の規正による銃後皇民の必勝態勢確立こそは、前線皇軍將士の必勝態勢に相應するものでなくてはならない。私は其の圓滑適切なる施行を望むと共に、其のより良き制度への改善を庶幾ふや切である。

我が國衣料綜合切符制に就いては、既に、可及的速やかなる配給機構の整備が要望せられ、また切符制運用に於ける諸改善に對する諸意見が提出されて居る。私なども、特に其の點數操作に就き關心を有ち、或は制限小切符物資配給に於ける點數倍加條件下の割増許可制、或は地域への比率的リンク制、或は殘餘點數の繰越制・獻納制・寄附制・抽籤制を説き（抽籤、衣料綜合切符制に於ける點數操作に就て——計畫廳、また、切替時の夏季採用制——衣欲の最も少なき時季を切替時として採用すべきことは、現行の如き繰越制の猶ほ未だ認められざる場合の政策として、特に要望される——等を考へて居る次第である。前おきが聊さか冗長になつたきらひもあるが、以下、獨逸衣料綜合切符制導入事情覺書を紹介する所以も、單に私の資料蒐集欲を満足せしむるのみでなく、それがまた、切符制導入日猶ほ淺き我が國の現情を考へる上に、なにがしかの参考ともなればと思つたところにあるのである。

## 二

獨逸に於いて、衣料綜合切符制の導入せられたるは周知の如く一九三九年後期のことであるが、其の前年一九三八年に於ける獨逸纖維原料の確保は百十萬噸であつたといふ。此の中、國內生産量は三十五萬六千噸であり、約三分の一であつたのである。國內生産量三十五萬六千噸の内譯は、工業製品二十二萬噸（内、スフ十五萬五千噸、人絹六萬五千噸）、再生纖維（Regenerate）九萬噸（内、羊毛分五萬噸、棉花分四萬噸）、農産品四萬六千噸（内、亞麻二萬九千噸、大麻九千噸、羊毛八千噸）となつて居るが、其の重點が工業製品にあり、其の二十二萬噸が國內生産量の六〇%以上を占めて居ることは注目に値ひする。更にまた斯の工業製品の重點がスフ（Zellwolle）（因みに、獨逸では一九三五 Stapelfaser, Kunstspinnfaser, Spinnfaser, Pelzfaser）（年以來、在來の各種の呼稱に對して） Zellwolle の名稱に於てあり、其の十五萬五千噸が工業製品の大部分を占め、且つ國內生産量の四三%強を占め、其の半ばに迫らうとして居ることは見逃し難いところである。斯くて、之等の數字に考へ、また獨逸纖維經濟政策の一端として、當時、スフ生産能力をば三九年中に年産三十萬噸迄でに引上げ、同年には實産二十二萬五千噸を擧げんとする計畫の樹立されたること、其の最合理化最能率化工場による重點生産主義、乃至用途別に從ふ専門化生産主義の採用されたること、また併せて高度耐水スフの生産増強策の實施されたること等々のありしことに注目すれば、ほぼ當時に於ける獨逸の纖維資源構成の量的乃至質的性格も看取し得られることと思はれる。斯かる看取を前提とすれば、戰雲急を告ぐる段階に入りて、また事實上戰爭に突入せる段階に於いて、其の國防的衣料生産の計畫的確保策の切要なる、從ひて衣料綜合切符制導入の急務なる、賢明なる讀者諸卿に對しては、もはや絮説を

要しないと思はれる。

### 三

獨逸に於ける衣料綜合切符制導入事情は、之を前段階と豫備段階と本段階とに假りに三別して觀ることが妥當であり便利である様である。ここで前段階と謂ふのは一九三九年八月二十六日以前の時代を指稱するのであり、此の段階に於いては、原料統制従つて貿易統制が行はれ、また従つて人造纖維統制が行はれ、大體獨逸纖維經濟政策の重點は原料乃至生産の部に置かれた(配給部面の政策が無かつたといふのではなからうか)のであつた。豫備段階と謂ふのは三九年八月二十七日以降の所謂購買券制時代を指稱するのであり、此の段階と共に獨逸纖維經濟政策の配給乃至消費部に對する關心は特に深きを加ふる様になり、つひに廣義なる切符制度の或る形態が纖維品全般にわたり行はれる様になつたのであつた。但し、此の段階は飽くまで次に述ぶる本格的切符制實施の豫備的段階であつたのであつて、斯の段階を規定する夫の獨逸國民生活必需品臨時確保令の如きも其の名の示す如く飽くまで臨時的規定であり、其の措置も暫行的・過渡的なる性格を帯びて居たのであつた。本段階と謂ふのは三九年十一月十四日以降の所謂本格的衣料切符制時代を指稱するのであり、此の段階に入つて初めて規則的消費切符による衣料切符制の導入、點數制による衣料綜合切符制の採用を見ることになつたのであつた。

21 順序として先づ、右に所謂前段階につき一瞥を試むるならば、此の段階に於いては、一九三三年六月十二日附國產羊毛使用獎勵法 (Gesetz zur Förderung der Verwendung inländischer Schafwolle)、三四年三月二十二日附工業

獨逸衣料綜合切符制導入事情覺書

原料及半製品取引法 (Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten) (後、商法)<sup>(取引令)</sup>、同  
 二十六日附羊毛等令 (Verordnung über Wolle und andere Tierhaare)、同日附棉花令 (VO. über Baumwolle)<sup>(計法)</sup>  
 (二十一日附)、七月十九日附纖維素令 (Faserstoffverordnung) (計法)<sup>(計法)</sup>、八月十七日附綿  
 絲綿織物令 (VO. über Baumwollgarne und Gewebe) (計法)<sup>(計法)</sup>、九月四日附商品取引令 (VO. über den Warenverkehr)  
 (計法)<sup>(計法)</sup>、同日附監視署設立令 (VO. über die Errichtung von Überwachungsstellen) (計法)<sup>(計法)</sup>、三十五年七月八日  
 附獨逸養蠶令 (VO. über den deutschen Seidenbau)、十二月六日附纖維品法 (Spinnstoffgesetz) (計法)<sup>(計法)</sup>、G. Thiemann, Das  
 三六年一月六日附同第一次施行令 (Erste Durchführungsvorordnung)、三九年八月十八日附新商品取引令 (VO. über  
 den Warenverkehr) 等々、また、三十四年四月十九日附纖維品增價防止令 (VO. zur Verhinderung von Preisstei-  
 gerungen auf dem Textilgebiet)、九月十一日・二十九日附爲替管理令變更令 (VO. zur Änderung der VO. über  
 die Devisenbewirtschaftung)、同二十一日附外國品價格令 (VO. über Preise für ausländische Waren)、三六年  
 十月二十九日附四箇年計畫施行法—價格形成監視官任命法 (Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans—Be-  
 stellung eines Reichskommissars für die Preisbildung)、十一月二十六日附價格引上禁止令 (VO. über das Verbot  
 von Preiserhöhungen) (計法)<sup>(計法)</sup>、F. Weinwurm, Das)、三十七年十二月九日附纖維品等價格形成令 (VO. zur Preisbildung in  
 der Spinnstoffwirtschaft) 等々の諸法令の制定を見たのであつた。勿論、之等の諸法令と後の切符制との關聯に  
 ついては、説明のつき難いものもある。ただ、廣く獨逸纖維經濟政策展望に便するために、また第一項に於ける我が國  
 に關する敘述に照應させるために、更にはまた本項に於ける形式を一應ととのへるために、茲に簡單に之に觸れたる

次第である。

次に、右に所謂豫備段階は、一九三九年八月二十七日附獨逸國民生活必需品臨時確保令(Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs des deutschen Volkes)の制定公布に初まる。本令の有つ意義は大であり、其の日附の示す如く、本令は實に、九月一日の獨坡間の激戰展開、八月三十一日の坡蘭土による獨逸對坡要求十箇條の拒否、二十九日の坡蘭土總動員令發令、二十八日の平沼内閣總辭職、二十五日の英坡相互援助條約調印、二十三日の獨ソ不可侵條約締結、に前後し、戰雲頻りに急なる、平沼首相をして複雑怪奇と嘆ぜしめたる情勢下に發令されたのである。當時フンク經濟相が、斯の情勢下に、經濟總監として、其の法律的授權に基き、國防軍總司令及び行政總監と協議了解の上、制定公布したるものである。斯の臨時確保令は、前にも少しく觸れたる如く、後の本格的切符制導入に至る迄での、暫行的・過渡的規定として制定されたものであるが、纖維製品其の他の生活必需品十四種を指定し、廣義なる切符制度を之に施行し、之等の物資は原則として購買權の官廳證明を以てしなければ之を購入し得ざることを規定したのである。斯くて、後段に於いて尙ほ詳述する如く、同令及び同令施行令中の纖維品關係法規の定むるところにより、爾後纖維品の購入は、其の購買權を證するところの購買券(Bezugschein)(Bezugscheinの綴はBezugscheinとすべきこと)を以てせざれば、これを企求する能はざることになつたのである。そして、斯の暫行的措置は、十一月十四日迄で、約二箇月半にわたり續いたのである。

最後に、右に所謂本段階は、一九三九年十一月十四日附業產生活必需品消費規正令(Verordnung über die Verbrauchsregelung für lebenswichtige gewerbliche Erzeugnisse)及び同日附纖維品消費規正令(Verordnung über

獨逸衣料綜合切符制導入事情覺書

die Verbrauchsregelung für Spinnstoffwaren) の制定公布に初まる。兩令の中、前者は前記臨時確保令に代るものであり、後者は臨時確保令施行令中纖維關係法規たる第四・五施行令に代るものである。本段階に入りて初めて、獨逸衣料綜合切符制は文字通り本段階に入り、前述の如く、規則的消費切符の採用を見、點數制による綜合切符制の導入を見るに至つたのである。

以上の中、豫備段階及び本段階に就きては、更に以下項を追つて之を詳述しなければならぬ。

#### 四

豫備段階に就きては、本項に於いて、尙ほ臨時確保令及び同施行令に關する補完的記述を行つて置き度い。

抑も、前記八月二十七日附獨逸國民生活必需品臨時確保令なる法令は、之を其の立法上の性格に見れば所謂枠組法令 (Rahmenverordnung) であり、基本原則と之に關聯する諸要綱を規定せる原則法であるのである。従つて本令は、原則として一定物資の購買を購買權 (Bezugsberechtigung) の官廳證明 (behördliche Bescheinigung) に係はらむること、其の他若干の事項は、之を規定するのであるが、纖維品其の他の指定生活必需品各個にわたる細目の規定は、之をそれ自體に於いては取扱はず、之を同令施行令に譲つて居るのである。そして、纖維品の場合此の施行令に當るものは同令第四・五施行令となつて居るのである。それ故、若し私等が纖維品に關する此の間の規定内容を窺はうとすることになるならば、私等は之を本令及び本令第四・五施行令に探らなければならぬことになるのである。乃ち、今ま之等に據つて之を觀るならば、先づ纖維品の購買は官廳證明の購買券 (Bezugschein) に依らなければな

らないことになつて居る。而して、該購買券の下付は特別需要(besonderer Bedarf)の事實に基く申請に對してのみ行はれる。特別需要は別に掲ぐるところの消費者表に明示されたる消費者に於て其の一定正常需要(Normalbedarf)不充足の場合に於いてのみ認められる。購買券發行官廳は下級行政官廳(untere Verwaltungsbehörden)であり、具體的には當該需要者の居所乃至住所を管轄する市町村役場乃至警察である。購買券は個々の物資につき發行せらるべく、一購買券の上に例へば纖維品と石鹼とをといふ如く二種以上記載することは認められない。品種毎に購買券の様式が別様にされるか否かは當初は猶ほ未定であつた。

尤も、右の規定に不拘、軍關係筋に於いては、所要纖維品に對する引渡指圖書(Lieferungsanweisung)乃至供給指令書(Lieferungsauftrag)なるものさへあれば、購買券無しに、それを以て購買を爲すことが認められるのである。また小賣需要程度の少量なる場合には、單に受領證(Empfangsbcheinigung)を與ふるのみにて、纖維品の購買を爲すことが認められるのである。

尙、要購買券物資及び購買券不要物資(即ち除外品)は、前記第四・五施行令乃至一九三九年九月九日附纖維經濟特命長官第一布告(die Erste Bekanntmachung des Sonderbeauftragten für die Spinnstoffwirtschaft)に明らかである。第四施行令の附録一には要購買券の纖維品類乃至靴類の品目が表示されて居り、其の改正が第五施行令乃至纖維經濟特命長官第一布告に指示されて居るのである。第五施行令で職業服や裏底用革の除外品の明示されたことは當時人々の注目を惹いたところであつた。また纖維經濟特命長官第一布告は、要購買券品目と除外品目とを更に明示することに於いて、業界に明瞭なる指針を與へたのであつた。

小賣商による購買券の取扱ひにつきましては、第四施行令第八條が之を指示して居るのである。之に據れば、小賣商は販賣により消費者より入手せる購買券は、直ちに之に穿孔し、又は又線抹消を施し、之を無効化し之を整理保管しなければならぬ。と同時に、一定の記録表 (Liste; Register) を備へ置き、之に購買券發行者・發行日附・購買權者の氏名住所、引渡商品の種類・數量・代價等の項目にわたれる記帳を行はねばならない。尙ほ此の記録表は一箇月毎に締切り整理しなければならない。購買券發行者たる前記下級行政官廳は隨時此の記録表の檢閲を爲し得るのである。

## 五

豫備段階に就きては、更に所謂織維品賣止令(正しくは、後述の如く、織維經濟管理令であるが、斯の法の)なるもの、及び之に關聯する商業者の手持品調査其の他の事項をここに取扱つて置かねばならぬ。

前述獨逸國民生活必需品臨時確保令が八月二十七日に公布され、織維品購買に於ける購買券制度が導入されてから、未だ猶ほ旬日を出でざるうちに、獨逸織維經濟は更に新たなる、購買券制度とはまた別個なる、一つの超非常措置を経験したのである。即ち、一九三九年九月四日附織維經濟特命長官令第一號織維經濟管理令 (Beschlagnahme-Anordnung für die Spinnstoffwirtschaft) による非常措置が之である。之に據り、獨逸織維品は國防軍乃至官廳手持品、消費者所持使用品を除き、全面的に差押處置の下に置かれることになつたのである。獨逸織維品はもはや衣料品ライヒ署 (Reichsstelle für Kleidung und verwandte Gebiete) (ここにライヒ署なる譯語は當經大教授の示唆に據る) の許可無くしては法律行爲の對象とはならなくなつたのである。其の許可無くして之等を對象として爲されたる行爲はすべて無効となるのである。強

制執行手續中の織維品の處分に就いても此の規定は適用される。仕掛品を除き濫りなる變更を織維品に加ふることも右管理令の違反となる。一言にして之を蔽へば、獨逸織維品の自由なる移轉變更は以後罷りならぬといふのである。其の意義の重大なる、第一項記述に於いて既に取扱へるものにして、我が國に所謂綿製品非常管理令たる、夫の昭和十三年六月二十九日附發令の三商工省令、乃至は、本年一月二十日附發令の織維製品配給消費統制規則にして、世に所謂賣止期間なるものを導入せる商工省令と、東西正さに相照應するものである。

但し、小賣部門の關する限りに於いては、同時に、九月四日附衣料品ライヒ署令B K第一號 (Anordnung BK 1 der Reichsstelle für Kleidung und verwandte Gebiete) により、斯の所謂賣止令が除外されたのである。即ち、同令第三條に據り、小賣商はライヒ署の許可無くして販賣を爲し得ることを認められたのである。斯くて此の點、實際問題としては、前記我が國綿製品非常管理令中の省令第三九號綿製品ノ販賣制限ニ關スル件の内容に相照應せる(配給部面の)結果となつたのである。尤も、斯かる第三條の規定に不拘、前述購買券制度は動かさるところでなく、要購買券品種につき、依然購買券の要求さるることに變りはないのである。また此の場合勿論、消費者相手の販賣には賣止令が適用されないのであるが、手工業者相手の販賣には猶ほそれが適用されるのである。

尙、小賣商を含む全織維品商業者は、右に所謂織維品賣止令第五條の定むるところに據り、手持品記帳 (Lagerbuchführung) の義務を負はされることになつたのである。即ち、業者は、九月四日現在の賣止品につき、其の手持品調査を行ひ、之を手持品帳 (Lagerbuch) に記載しなければならぬ。そして、爾後は手持品移動の都度、此の帳簿に、移動の日附、仕入先乃至販賣先の氏名住所、移動商品の種類品質數量、移動商品の價格等の項目にわたり之が記

帳を行はねばならないことになつたのである。よつて之を小賣商に就いて言へば、小賣商も亦斯の規定に據れば、販賣の都度消費者の氏名住所などを其の手持品帳に記入しなければならぬことになつたわけである。がしかし、此の場合、要購買券品目に就きては、前述の如く、記録表 (Bezugscheinregister) なるものにつき其の記帳が既に別に行はれるのであるから、其の手持品記帳の方はここでは省略を認められるのである。従つて實際上は、購買券不要品目の販賣の場合に限り、その手持品記帳が要請されるものと理解すべきである。尙ほ此の手持品記帳は一箇月毎に締切り整理し、帳簿上其の手持品が一目瞭然たる様に配意しなければならぬ。また、加工業者なる場合には、其の移動に加へ、加工の完否を明瞭にしなくてはならない。加工の爲めにする移動も勿論之を記帳しなければならぬ。

尙ほ念の爲めながら、右の如く衣料品ライヒ署令 B K 第一號は、小賣商につき其の販賣に關する限りは賣止令を除外したのであるが、其の仕入につきは、未だ之に觸れて居らないのである。けれ共、製造家・卸賣商等が全面的に賣止令を以て抑へられて居る以上、之等よりの仕入が許可無くして行ひ得ざることは、當然のことと解さなくてはならない。但し、全人絹織維だけは、其の仕入が販賣品(要購買券品でも除外品でもよい。)の補充の爲め行はれ、且つ、其の週仕入量が一九三九年前半期の週平均仕入実績の半分を超過せざる場合に限り、右賣止令に不拘、自由仕入が認められて居るのである。

尙ほ又、除外例の顯著なる一例であるが、獨逸に於いては縫糸類に就いては特別なる考慮が拂はれたのである。即ち、賣止令第二條は衣料品ライヒ署の許可無くして、縫糸類の販賣引渡を爲し得ることを認めたのである。但し、此の場合と雖も、指定業者の販賣所に於いてのみ、実績に對するライヒ署指定の一定率を限り、それを爲すことが指示

されて居る。小賣商は購買券無くして消費者に販賣し得るが、豫め顧客表 (Kundenliste) を調製して置き、其の登録者のみに販賣しなければならない。顧客表に就いては顧客の住所と家族數が記入事項とされて居る。顧客表への登録法は顧客の自由登録制となつて居るが、小賣商に對しては實際上、其の賣上高を在來のそれに照應せしめる様、其の顧客登録數を在來の顧客數に照應せしめる様、勸奨されて居るのである。顧客は登録に方つては、證明の爲め食品切符を呈示し、尙ほ他店に登録せず、他の經路を以て購入せざることを誓ひて、一定書式に署名しなければならぬ。ここに謂ふ縫糸類の種類については、九月四日附衣料品ライヒ署令 B K 第二號に明示されて居る。

## 六

ビヨーンニッシュは私の所謂豫備段階に於ける纖維經濟統制の全貌を、(1) 小賣商部門に於ける消費者への販賣、(2) 小賣商部門迄での供給、(3) 生産加工部門、の三分野に分けて解説を試みて居る (P. Boenisch, Stand der Bezugs- und Absatzregelung für Spinnstoffwaren)。私は彼の行き方に倣ひ、また彼の解説に取材して、以下更に補足を行ひ、前數項の記述を補充して置き度いのである。

1. 小賣商部門に於ける消費者への販賣は、既に詳説せるところにより理解するが如く、賣止令制度にて抑へられるところはわづかであり、主として購買券制度によりて規正されるのである。即ち、購買券制度により、當該纖維品が要購買券品なるか購買券不要品なるかにより取扱ひが異り、前者の場合には、消費者は特別需要の事實に基く申請により購買券の下付を乞はなくてはならず、小賣商は之に對する販賣を記録表に記帳しなくてはならない。後者の場合には、初めて其の販賣が賣止令下の一手續の問題となり、小賣商は其の販賣を手持品帳に記帳しなくてはならぬ

いのである。要購買券品と除外品に關する規定には其の後原則的なる變更は無く、只だ纖維經濟特命官第二布告により一部修正が行はれ、新たに居間用敷物・寢臺脇用敷物・廊下用敷物、椰子敷物等が要購買券品とされた。

2. 紡織生産者、被服業者、卸賣商等より小賣商への供給は、賣止令の抑へるところであり、原則として衣料品ライヒ署の許可(個々の品に就いて行はれる)無くしては其の賣買が行はれ得ないのである。但し、此の賣止令の場合に於いても勿論自由品の存在は認められて居るのである。衣料品ライヒ署令B K第四號にそれが明らかである。之に據れば、絶對的自由品として、裝飾用羽毛・鬘類・扇子・麥稈帽子・動物剝製品等が見える。また條件附自由品としては、家具用品・純絹編物・レース物・刺繡物・組紐物・鈕類・床用敷物・ツル織物・漁網・綱索類・細引・結束用絲・ホース・調革・綿絲芯(織機やラシンの)・製本用布帛編物・各種綿類・防水布製品・ゴム下着類・造花類・雨傘日傘類等が見られる。

九月四日以前の註文品に就きては、經緯綿絲もの乃至バスタ纖維バスタ層より成るものを除き、既に、(イ)洋服類・下着類・編物刺繡類にて發送準備の成れるもの、(ロ)洋服類・下着類にて裁斷済みのもの乃至編物刺繡類にて機械に掛けたるもの、(ハ)購買券不要品にて發送準備成れるもの乃至仕掛済みのもの、は賣止令から除外されたのである。尙ほB K第四號を以て、購買券不要品は一般に賣止令から除外され、除外されざる向に就きては、特に衣料品ライヒ署より指示があることになつたのである。

3. 製造加工も原則として抑へられ、衣料品ライヒ署許可の下に、切要なるもの限りてそれが認められるのである。但し、B K第四號による絶對的自由品は全く自由であり、條件附自由品はライヒ署より反對の指示の無き限り自由である。フェルトは室内靴・ガマシユ・婦人帽・縁無帽・敷革・耳袋・制服裝備等に用ふる限り自由品とされた。

如上纖維品配給經濟構成より成る所謂豫備段階は、一九三九年八月二十七日以來約二箇月半の間つづいた。其の間、對坡進撃の一大機動戰は敢行され、之に應處すべき内外諸般にわたる諸政策は、強引且つ巧緻、強力且つ精妙に遂行されて行つた。夫の劃期的にして且つ創造的なる衣料綜合切符制度も、同時に、最後の導入準備完成を急ぎつつあつたのだ。人或ひは此の二箇月半の過渡的期間の長きを指摘するかも知れないが、その獨逸體系知識の粹を生かしたる、その綜合統制方法の最高水準を採れる、その精妙巧緻なる、斯かる制度導入に要したる準備期間の寧ろ短きを稱へ、その寧ろ疾風雷撃的なる導入に敬意を表すべきではあるまいか。また或は購買券制度の困難性と偶然性とを指摘する向もあるかも知れないが、それも數箇月のことであれば、寛恕の餘地はある。また或は賣止令の導入を期間的に見て、多少の批評を挿む向もあるかも知れないが、小賣販賣部門の其の除外制を見れば、十分理解の餘地はある筈である。

かくて、さよよ所謂本段階に入り、一九三九年十一月十四日附獨逸國民生活必需品臨時確保令廢止令 (Verordnung zur Aufhebung der Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs des deutschen Volkes) により臨時確保令は廢止され、之に代りて、同日附業產生活必需品消費規正令 (Verordnung über die Verbrauchsregelung für lebenswichtige gewerbliche Erzeugnisse) (原文特に出) なる新令が制定公布されたのである。又之に關聯し、纖維品購買券制細則を規定せる獨逸國民生活必需品臨時確保令第四・五施行令、乃至生産者・供給者に購買券引換の販賣を命じたる要購買券纖維品引渡令、も同時に廢止され、之に代りて、同日附纖維品消費規正

令 (Verordnung über die Verbrauchsregelung für Spinnstoffwaren, vom 14. November 1939) (原文特出) (RGBl. Nr. 225 vom 16. November 1939) なる新令が制定公布されたのである。臨時確保令に代りて業産生活必需品消費規正令がまた粹組法令であり、臨時確保令第四・五施行令に代りて纖維品消費規正令がまた新纖維品切符制細則を規定するものであることは、賢明なる讀者諸卿の既に想像せらるるところの如くである。

即ち、業産生活必需品消費規正令に於いては、一定生活必需品を、消費者に對し、或る制限に於いてのみ、乃至は一定條件、殊に購買權の證明に於いてのみ、供給すべきの原則が確定され、其の購買權の證明に就きては、(1) 規則的需要 (regelmässiger Bedarf) に對する購入切符 (Bezugskarte)、(2) 特別需要 (Besonderer Bedarf) に對する購買券 (Bezugsschein)、の二方法が原則的に豫見されて居るのである。尙ほ後者購買券の下付は特別需要の事實に基く申請に對してのみ行はれ、前者と並び、又は前者に代りて使用が認められるのである。但し、本令は飽くまで粹組法令であり、一般的基準原則を定むるのみである。乃ち、之に對し個別的なる纖維品消費規正細目を規定するものとして、纖維品消費規正令が更に導入されたる所以である。斯の纖維品消費規正令こそ、獨逸衣料綜合切符制を導入するものであり、私は該制の内容を次項以下に於いて説述する豫定である。

ただ然し、それに入るに先立ち、是非共茲に一言し置き度きは、消費者購買權を證するものとしての、購買券と購入切符との區別である。我が國に於いては、獨逸纖維經濟統制を語るに方り稍もすれば、購買券 (Bezugsschein) なるものと、所謂衣料切符 (Kleiderkarte) なるものとを混同する向もある様であるが(尤も獨逸でも、衣料切符に於ける小切符、殊に制限小切符を、時に Bezugsschein などと謂ふ向も見える様であるから、此の混同は無理からぬことでもあ、如上の解説により、其の嚴に區別さるべきは了得されねばならぬ。るが、所謂 Bezugsschein は衣料切符とは別個の存在である。)

今敢へて之を再言するなれば、購買券の方は特別需要を充足するものであり、切符の方は規則的需要を充足するものである。更に之を豫備段階及び本段階の關聯に於いて言へば、豫備段階は特別需要主義の時代であり、從つて購買券制の時代であり、本段階は規則的需要主義の時代であり、從つて切符制の時代である。之をまた賣止令に觀ても、該法によりて、豫備段階に於いては規則的需要が一切抑へられてしまつた。ただ小賣商販賣部門には賣止令が除外されたけれ共、猶ほそこに購買券制度は動かさず、依然そこでも規則的需要は抑へられたのであつた。即ち、ただ特別需要のみを認めようとする。其の充足に購買券を用ひしめる。之が豫備段階の行き方である。然るに本段階に於いては、二箇月半にわたる差押的處置を取り除き、統制下の規則的狀態の建設を企求し、一定條件下に衣料の規則的需要を認めようとする。其の充足に衣料切符を用ひしめる。之が本段階の行き方である。從つて、獨逸纖維經濟の本段階に入りては、切符制が本體となり、購買券制は寧ろ廢止さるべきが當然なのである。ただ然し、盜難・火災等不時の災厄に罹りたるときの特別需要は之を充足せしめねばならない。また敷布類・作業衣・男子用夏冬外套・婦人用冬外套等の特殊品を切符制より除外するとすれば、之等に對する特別需要のある場合には、また之を充足せしめねばならない。乃ち、極めて狭範圍に、之等の例外的特別需要に對してのみ行はれるのが本段階に於ける購買券である。豫備段階に於いては、例外的なる特別需要のみが問題とされ、本體とされた。從つて其の關係の購買券が本體を成して居た。けれ共本段階に於いては、纖維品の規則的需要が再び地位を與へられ、從つて其の關係の衣料切符が本體となつたのである。例外的なる特別需要關係の購買券は、其の本然の姿に還り、例外的地位に復つたのである。尙ほ序いでながら附記して置くが、前記購買券品中の外套の場合には、其の購買券の下付申請は從來の使ひ古し品

の提示を以てしなければならぬ。時によりては、引換へに之を提供してしまはなくてはならない。尤も、此の場合とても、子供の澤山なる家庭にては弟妹の爲め之を保持することが認められる。

## 八

如上の事情の下に、獨逸衣料綜合切符制はここに導入され、獨逸纖維經濟統制はつひに其の所謂本段階に入つたのである。然らば斯の切符制の内容は如何。また其の特徴は如何。獨逸衣料綜合切符制の特徴は言ふまでもなくその綜合切符制なる點に存するのである。茲に然し、綜合切符制の理論に深く入つて行く違は無いが、必竟、綜合切符制は各人の消費を先づ綜合的に考へるのである。斯くして各人の消費を綜合的に考へたるところにて、之を抑へ、謂はゆる切符制の狙ひ所、公平・均等なる配給の保證を爲し、消費の規正を強制し教育するのである。而かも其の綜合的な構成に觀て、綜合割當量の枠内に入るべき各個物資に就き、其の比重を定め其の代替性を認め、之を變更し操作し、以て之によりてまた枠内に入り來るべき各個物資をも抑へるのである。他方各消費者は、斯の綜合割當量の枠内に於いて、各個物資に就き、其の比重乃至代替條件を勘案しつつ、自己に最切要なるものより、順次之を選択し受給するのである。其の綜合割當量は各人に對して固より公平・均等であるのであるが、其の選ばれる内容は、各人各様であり、而かも各人は自己の責任と創意とに於いて選びたる内容につき、それぞれ自己需要の最大満足を信すべきである。以下、先づ之等綜合切符制を構成する各要素につき、第一次獨逸衣料綜合切符制に現はれたる事實を拾つて見ることとしよう。

第一次獨逸衣料綜合切符制に於いては、各消費者の衣料消費の綜合量を、一九三九年十一月より四〇年十月迄の一箇年間、(A)男子(Männer)、(B)婦人(Frauen)、(C)満三歳に達せるものより満十四歳迄の男兒(Knaben)、(D)同女兒(Mädchen)、に於いて各一〇〇點、(E)二歳・三歳の幼兒(Kinder)に於いて七〇點と抑へた。満一歳未滿の乳兒(Säuglinge)は自由(punktfrei)に購買が認められた。従つて乳兒の場合は、衣料切符を持參する代りに母親は出産證明書(Geburtschein)を持參せねばならなかつた。但し、乳兒用に就いても、其の後間も無く、必要品確保の趣旨より購買權證明制が布かれ、ライヒ衣料切符類似の特別購入切符(besondere Bezugskarte)が發行されることになり、妊婦乃至一九四〇年二月一日現在十箇月未滿の乳兒をもつ母親に之が交付されることになつた。更に又た四〇年春には、右のA乃至Bにして満十四歳に達せるものより満十六歳に至るもの(一九三二・三二・二五)には、四月一日迄での申請により、十月末日迄を期限として、別に六〇點の追加衣料切符(Zusatzkleiderkarte für Jugendliche)の<sup>その使用には、之を一〇〇點等とが交付されることになつた。</sup>此の中にはまた、後述する如き制限小切符が、靴下の分二枚、縫糸の分二枚、と挿加へられて居た。

與へられる綜合點一〇〇點乃至七〇點が、但し、當初より全部與へられるといふのではない。例へば之をAに就いて見るに、三九年十一月一日より三〇點、四〇年二月一日より一〇點、四月・六月・九月各一日より各二〇點宛と、更に其の中で其の發効期が細別されて居るのである。但し、例へばAの洋服の如く一着六〇點もするものの購入の場合には、此の發効期に不拘、點數の取越し(Vorgift)と云ふことが認められるのである。<sup>(點數の少ない小物に就ては認められなく)</sup>此の取越しの範圍は、A六〇點、B五〇點、C D四〇點、E二〇點とされ、それぞれ點數小切符集成面の下部分<sup>が</sup>それだけ、

獨逸衣料綜合切符制導入事情覺書

横に太い點線で區劃されて居るのである。

點數細別のこととはまた枠内の或る個別物資についても試みられて居る。例へば靴下の如きものについては、Aの靴下は三足と限り、(追加分のことは後述)其の發效期を一足宛、三九年十一月、四〇年二月・六月の各一日よりとしたのである。またBの場合は四足と限り、其の發效期を一足宛、十一月・一月・三月・九月各一日よりとしたのである。斯かる手段が、供給力への適應、配給者の經營活動の平均化等のため、採らるるに至りたることは肯かるところである。

兎もあれ、其の綜合消費量を點數(Punktezahl)を以て抑へることに於いて、斯の制度は明らかに點數綜合切符制であるのである。而かも、其の點數が主として、該衣料品に要せられたる纖維量目(Gewichtsmengen an Spinnstoffen)によつて盛られたるが、説かれて居るのを觀れば、之は所謂數量綜合切符制(カレキラの權限の金額)の範疇に入るのである。但し、主として纖維量目によるとは言ふけれ共、此の點數に盛られたるところは然く單純なるものではない。一國の物動計畫、乃至は生産擴充政策・産業再編成政策、社會政策乃至は所謂厚生政策等、凡そあらゆるものが此の中に盛られて居る筈である。今ここにABCDEに分ち、枠内の各物資全般にわたり、それに盛られたる點數を見、その中に之等要素の盛られたるを見ることは省略するが、只だ一二の例を拾つて見ただけでも、短靴下に於いてはA五點、B四點、CD三點、E一點、手袋に於いてはA七點、BCD五點、E二點と、それぞれそこに相異が與へられて居るのである。勿論之等の相異の中には、纖維量目も考慮されて居る。而かも只だ考慮されたるものがそれだけではないことは理解して置かねばならぬ。

綜合切符制に於いては、綜合割當量の枠内に於いては、各物資の選擇を自由ならしむるを原則とするけれ共、特定

の物資については、其の供給力への適應等考慮の上、之に或る制限を試みるのである。例へば、靴下の如きについては、前述の如く、其の購入量を一應、A 三足、B 四足と限定するのである。そして、特に必要とする向には、點數倍加(Aに於いては長靴下八點を十六點に、短靴下五點を十點に、Bに於いては長短共四點を八點に計算する。)の條件下に、A B共に更に二足宛の追加を許すのである。發效期制限は此の追加分につきても行ひ、Aに於いては一足宛、三九年十一月、四〇年五月各一日よりとし、Bに於いては一足宛、十一月・一月各一日よりとして居るのである。尙、之等靴下の購買については、其の購買數を明らかならしめる爲め、所要點數 (Punkte) に併せて、靴下用制限小切符 (besonderer Bezugsabschnitt für Strümpfe; Bezugsnachweis) を差出すべきことを定めて居る。此の制限小切符は衣料切符の左方下に、例へばAの場合には a · b · c · d · e として五枚附けてある。此の中の d · e には點數倍加を示す爲めに特に太線で枠がしてある。

綜合切符制の面よりする解説は決して右にて盡きるものではないが、紙面の都合もあり、以下私は進んで、ライヒ衣料切符 (Reichskleiderkarte) の形式・取扱ひ等に入つて行くこととする。

ライヒ衣料切符は取扱上の便のため、A 黄色、B 橙色、C 綠色、D 青色、E ばら色、と色別されて居る。小切符 (Abschnitt) は各一點宛とされ、A で言へば之が百葉あり、之が一枚の切符に集成されて居るのである。發效期日は各葉に記載されて居る。取越分の境界點線が横に入つて居ること、靴下用制限小切符が五枚左方下にあることは前述の通りである。集成切符面上には尙ほ此の外に羅馬數字の制限小切符が收められて居る。左方に下より昇つて縦に I よりⅩまで、Ⅹより右に曲つて左方を横にⅫまでである。此の中 I よりⅩまでは其の都度指示される物資の購入用であり、ⅩよりⅫまでは修繕用としての各二十五種迄での布地購入用である。前者の例を一つ挙げれば、V のものは

其の後縫糸購入用の制限小切符 (Bezugschein) に指示された。そして一葉につき金額二十片だけ購入することが出来、十一月十五日以降 B・D 切符よりのその切取りにて、同二十九日以降 A・C 切符よりの切取りにて、十二月十四日以降 E 切符よりの切取りにて、之を購入することが認められた。之等の事實はまた前段發効期解説の補完ともなる筈である。尙、切符面には各個物資の點數、切符使用實例等が印刷してある。

衣料切符の取扱手續としては、消費者は先づ其の自由なる小賣商の選擇が認められる。衣料品の買廻品的性格が認められたるが爲めである。購入に方りては、消費者は所要點數だけの切符の切取りを、小賣商をして爲さしめなくてはならない。消費者自身による豫めの切取りは無効となる。小賣商は受入小切符につき、毎日 A B C D E 各色別に總點數を計算し、之を記録表 (Liste) に記帳しなければならぬ。また無効化する受入小切符自體は之を臺紙上に整理し、納入準備をしなければならぬ。但し、此の後の方の整理は甚だしく勞力・臺紙・糊の不經濟を來すので、實際上の問題としては大變である。よつて其の後、之を其の儘封筒に入れ、之に枚數及び計算に當れる責任使用人の氏名を記載せしめる様な方法が提議されることになつた。枚數の検査は臺紙法と異り困難であるが、抜取検査を以て之を抑へようといふのである。小賣商は之を點數清算所 (Punktverrechnungsstelle) に持參し、點數勘定口座 (Punktkonto) の設定記入を乞ふ。實際の仕入に方りては、點數清算所の確認せる點數小切手 (Punktscheck) を振出し上級供給者に致す。衣料品ライヒ罫は一九四〇年二月十五日を期し、斯うした手續の實行を命じたのであつた。但し、實際的には、清算所の開設準備の都合上、二月二十九日迄では、其の手續きを省略し、三月十五日迄で確認點數小切手を送付すべき約定を爲すを以て、之に代らしめたのであつた。尙また、三九年中の賣上高一萬ライヒスマルク以下の店につき

ては、右の手續は省略され、清算所に口座を設くるの必要は無く、點數を關係經濟官廳に持參し、直接に小額點數小切手 (Kleinstpennscheck) の交付を得ればよいことになつて居る。(參照、拙譯「衣料綜合切符制と纖維品配給業者の經營」、商業組合中央會東京支部パンフレット第十六號收録)

其の他、第一次獨逸衣料綜合切符制の實際を紹介せんとすれば、その導入後わづか數箇月間の事情を敘するのみにても更に數十枚を要することとなる。而かも私に與へられたる豫定紙數は既に超過して居るのである。私は四〇年四月二十六日附衣料品ライヒ署布告第七號に據り、左に當時の切符制除外品目若干を紹介し、之にて一應私の敘述に終止符を打つこととする。

絹物・編物、レース・ツル、クレップブザョーゼット、クレップモスリン、ベロアシホン、夜會服・同外套等の最高流行品(値しストックの在る限り)、燕尾服・フロック・タキシード(同じくストックの在る限り)、男子室内略服、海水衣、石綿衣・絶縁衣・手術衣等の特殊作業衣、白及黒のネクタイ・三角ネクタイ・蝶形ネクタイ、たはし布、帽子類、バンド・ズボン吊り・靴下止め・袖止め・ガマシユ・耳袋・膝溜め・手類溜め・手袋類(値し編手袋を除く)、スリッパ・代用靴底、レース等の裝身具、脱脂綿・繻帶・妊婦胸當て、傘類、手工製品(或る物)、打紐・眞田紐・組紐等、敷物・家具用品、制服附屬品、國旗、製本用材料、玩具類、寺院用品、珈琲溜め等々。

獨逸衣料綜合切符制は其の導入以來、今日に至る迄に既に數回にわたる變革を経験して居る。(參考、田畑實「獨逸に於ける衣類切符制」、商工經濟十六年十二月號) けれ共、本稿の目的は固より其のすべてにわたる紹介を盡さんとするにあつたのではない。本稿の目的は、既に標題にうたひたる如く、其の導入當時の事情を與へられたる紙數の中に、出来るだけ明らかにするにあつたのである。